

# 研究データの保存等に関するガイドライン

制定平成 29 年 3 月 24 日農研第 2425 号

## 第 1 目的

このガイドラインは、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第 7 条に基づき、センター所長が定める保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

## 第 2 研究活動の記録・保存

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。
- (2) 実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載するよう努めなければならない。
- (3) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等（以下「研究データ等」という。）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。
- (4) 研究データ等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本ガイドラインで定める保存期間は適切に管理しなければならない。

## 第 3 保存期間

研究データ等の保存期間は、以下を基準とする。なお、以下に定める保存期間中に合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合があるので留意するものとする。

- (1) 論文を発表した研究課題及び競争的資金等による研究課題
  - ① 実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後又は研究期間の終了後 10 年間とする。電子データとして保存できるものについては、原則として永年保存すること。
  - ② 試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後又は研究期間の終了後 5 年間とする。
- (2) 上記以外の研究課題
  - ① 実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、研究期間の終了後 5 年間とする。電子データとして保存できるものについては、原則として永年保存すること。
  - ② 試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間は、原則として、発表後又は研究期間の終了後 5 年間とする。

#### 第4 保存期間の特例

- (1) 研究データ等について、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することができる。
- (2) 研究データ等について、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）については、第3の基準を適用しない。
- (3) 研究データ等に関して、その取扱い及び保存期間等について法令等により規定がある場合には、その法令等の定めに従うものとする。また、競争的資金等において、配分機関との取り決め等がある場合には、それに従うものとする。  
ただし、法令等及び取り決め等に定める保存期間が第3に定める保存期間より短い場合、当該研究データ等の保存期間は、第3に定める保存期間とする。